

# ○地域交通安全活動推進委員制度運営要綱

(平成3年2月18日  
例規(交企)第45号)

改正 平成7年1月10日 例規(交企)第1号 平成12年11月7日 例規(警)第45号

## 第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 推進委員の推薦

- 1 警察署長は、規則第1条に基づき、当該警察署管内に居住する者で、法第108条の29第1項各号に規定する要件を備え、かつ、原則として70歳未満の成人者のうちから推進委員を推薦するものとする。
- 2 前項の推薦は、地域交通安全活動推進委員推薦報告書（様式第1号）及び地域交通安全活動推進委員資格要件審査表（様式第2号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。
- 3 推薦数は、本部長が別に定める警察署ごとの数とし、推薦順位を付して報告するものとする。

## 第3 審査等

本部長は、警察署長から推進委員として推薦された者について、地域交通安全活動推進委員資格要件審査表（様式第2号）により審査を行い、公安委員会の審議に付するものとする。

## 第4 辞令等の交付等

- 1 推進委員の委嘱、解嘱又は辞職の承認は、県規則第34条第1項に規定する公安

委員会の辞令を交付して行うが、辞令の交付は、発令される推進委員の居住地を管轄する警察署において警察署長が交付するものとする。

- 2 委嘱辞令の交付時には、県規則第34条第2項に規定する記章及び規則第6条に規定する身分証明書を同時に交付するものとし、推進委員が任期を満了したとき又は推進委員でなくなったときは、記章及び身分証明書を返納させるものとする。

## 第5 地域住民に対する周知

- 1 本部長は、公安委員会が委嘱した推進委員の氏名等について、公報に登載して公示するものとする。
- 2 警察署長は、管轄区域内で活動することとなる推進委員の氏名等について、警察署掲示板への掲示、その他の方法により地域住民に周知させる方策を講じるものとする。

## 第6 講習

警察署長は、推進委員の適正かつ効果的な活動を推進するため、委嘱辞令の交付時に次に掲げる事項について講習を行うものとする。

- (1) 推進委員の身分、任務及び心構え
- (2) 推進委員の活動要領
- (3) 県内及び活動区域内の交通実態
- (4) 交通安全に関する法令知識
- (5) その他必要な事項

## 第7 協力援助等

警察署長は、推進委員が活動区域内において適正かつ効果的な活動ができるよう、必要な指導及び協力援助を行うものとする。

## 第8 活動記録

推進委員は、区域内で具体的な活動を行った場合には、活動記録書（様式第4号）にその内容を記録しておかなければならない。

## 第9 報告

- 1 警察署長は、管轄区域内の推進委員に対し、活動結果の報告を求めることができる。この場合、推進委員は前記第8の活動記録書の提示をもって報告にかえることができる。
- 2 警察署長は、推進委員の活動に関し、特異な事案の発生を認知したときは、速

やかに本部長に報告しなければならない。

#### 第10 解嘱の上申等

- 1 警察署長は、管轄区域内の推進委員が、法第108条の29第5項各号のいずれかに該当することとなったと認めるときは、具体的な当該事由等を明らかにし、速やかに解嘱上申書（様式第5号）により本部長に上申するものとする。
- 2 本部長は、前項の上申に基づいて審査し、公安委員会に付議するものとする。

#### 第11 協議会の組織及び役員

- 1 協議会は、警察署の管轄区域内に居住する推進委員をもって構成し、協議会を運営するため、当該推進委員の互選による会長1名及び幹事若干名を置く。
- 2 役員の数、互選の手続等は、協議会において定めるものとする。

#### 第12 顧問

- 1 協議会に顧問若干名を置くことができる。
- 2 協議会会長は、警察署長と協議の上、協議会に係る地域に居住する有識者の中から顧問を委嘱するものとする。
- 3 顧問は、協議会の運営に関して意見を述べることができる。

#### 第13 会議

- 1 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とする。
- 2 定例会議はおおむね3カ月に1回開催するものとし、臨時会議は、会長が警察署長と協議して必要と認めたときに開催するものとする。

#### 第14 意見の申出に対する措置

- 1 警察署長は、協議会から県規則第36条に規定する意見申出書を受理したときは、公安委員会に対するものについては意見申出書に警察署の意見を付し、警察署長に対するものについてはその内容の検討結果又は講じた措置を本部長に報告するものとする。
- 2 前項の措置により、公安委員会に対する意見申出に対する回答及び警察署長に対する意見申出に応じて採った措置については、速やかに協議会会長に連絡するものとする。

#### 第15 報告又は資料の提出要求等

公安委員会は、特定の協議会に対し規則第14条の規定による「報告又は資料の提出要求」をし、又は同第15条の規定による「勧告」をするときは、報告又は資料の提出要求書（様式第6号）又は勧告書（様式第7号）を当該協議会の会長に手渡し

て行うものとする。

#### 第16 庶務

協議会の庶務は、当該協議会に係る区域を管轄する警察署の交通課（係）において行うものとする。



様式第2号(第2、第3関係)

地域交通安全活動推進委員資格要件審査表

推 薦 署	氏 名	生 年 月 日	職 業	住 居 地
警察署 (推薦順位 位)	( 歳)	年 月 日		

1 本籍・勤務先 (役職) 家族の状況	
2 交通関係団体 等への就任・ 活動状況	
3 表彰歴など (交通事故・違 反歴を含む)	
4 人格及び行動に ついての社会的 信望の有無の状 況	
5 職務の遂行に必 要な熱意及び時 間的余裕の有無 の状況	
6 生活が安定して いるかどうかの 状況	
7 健康で活動力を 有しているか否 かの状況	
8 その他参考事項	

注： 各項目については漏れなく記載し、特に、第4以降の項目については有無のみでなく、公安委員会が審査できるように具体的状況について記載すること。

なお、様式内に記載できない場合は、各項目ごとに別紙を添付すること。

様式第3号 削除

様式第4号(第8関係)

活 動 記 録 書

〇〇地域交通安全  
活動推進委員協議会

印

日 時	年 月 日 ( 曜日)
内 容	
問 題 点	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第5号（第10関係）

第 号  
年 月 日

山形県公安委員会 殿

警 察 署 長

解 嘱 上 申 書

下記の者は、道路交通法第108条の29第5項第 号の規定に該当すると認められるので報告します。

記

- 1 推進委員の氏名等
- 2 該当すると認められる具体的事由
- 3 その他参考事項

様式第6号 (第15関係)

第 号  
年 月 日

〇〇〇地域交通安全活動推進委員協議会  
会 長 〇 〇 〇 〇 殿

山形県公安委員会 印

報告又は資料の提出要求書

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する  
規則第14条の規定に基づき、次により<sup>報</sup>告<sup>資料</sup>の提出を求めます。

記

1 報告を求める事項

2 提出を求める資料

3 期限

年 月 日まで

様式第7号 (第15関係)

第 号  
年 月 日

〇〇〇地域交通安全活動推進委員協議会  
会 長 〇 〇 〇 〇 殿

山形県公安委員会 印

勸 告 書

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する  
規則第15条の規定に基づき、次のとおり勧告します。

記

1 改善すべき事項

2 理由

3 改善の実施期限

年 月 日まで